

素案

第3期 合志市総合戦略

人と地域が輝く未来へ
～健幸都市こうし～



熊本県 合志市
令和7年3月

目次

第1章 はじめに	P3
（1）地方創生の目的	
（2）国の総合戦略	
（3）県の総合戦略	
第2章 人口推計	P4
（1）人口の現状と将来の見通し	
（2）人口の将来展望	
第3章 策定の方針	P5
（1）位置付け	
（2）計画期間	
（3）地域ビジョン	
（4）構成	
第4章 総合戦略	P6
（1）第3期合志市総合戦略の全体像	
（2）数値目標の設定	
（3）施策を総合的・計画的に実施するために必要な事項と 重要業績評価指標（KPI）の設定	
目標1 付加価値創出型の地域産業をつくる	
目標2 合志市への人の流れをつくる	
目標3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる	
目標4 魅力的な地域をつくる	
（4）重要業績評価指標（KPI）一覧	
第5章 総合戦略の推進にあたって	P17
（1）地域間の連携について	
（2）庁内組織体制について	
（3）外部有識者（産・学・官・金・労・言等）について	
資料	P18
合志市まち・ひと・しごと創生総合戦略有識者会議要綱	

第1章 はじめに

(1) 地方創生の目的

国では、10年前から人口減少や超高齢化、東京圏への一極集中という我が国が直面する大きな課題に対し、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生できるよう、『まち・ひと・しごと創生法』（平成26年（2014年）11月27日 法律第136号）の制定、『まち・ひと・しごと創生総合戦略』（平成26年（2014年）12月27日閣議決定）の策定、地方創生交付金などにより、地方創生に取り組んできました。

その結果、全国各地で地方創生の取り組みが行われ、さまざまな好事例が生まれていますが、人口減少や、東京圏への一極集中の流れを変えるまでには至っていません。今後、人口減少のペースが緩まるとしても、当面は人口・生産年齢人口が減少するという事態を正面から受け止めた上で、人口規模が縮小しても経済成長し、社会を機能させる適応策を講じていく必要があります。

都市も地方も、楽しく、安全・安心に暮らせる持続可能な社会を創っていくために、国は、令和6年（2024年）12月、『地方創生2.0の「基本的な考え方」』（新しい地方経済・生活環境創生本部決定）を示しました。地方創生2.0は、「単なる地方の活性化策ではなく、日本の活力を取り戻す経済政策であり、多様性の時代の国民の、多様な幸せを実現する社会政策であり、我がまちの良さ、楽しさを発見していく営み」とされています。

▼地方創生2.0の基本構想の5本柱

- ①安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生
- ②東京一極集中のリスクに対応した人や企業の地方分散
- ③付加価値創出型の新しい地方経済の創出
- ④デジタル・新技術の徹底活用
- ⑤「産学官金労言」の連携など、国民的な機運の向上

(2) 国の総合戦略

国は、令和4年（2022年）12月、第2期『まち・ひと・しごと創生総合戦略』を抜本的に改訂し、令和5年度（2023年度）を初年度とする5か年の『デジタル田園都市国家構想総合戦略』を策定しました。国の総合戦略では、“全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会”を目指す『デジタル田園都市国家構想』の実現に向け、デジタル技術の活用によって、地域の個性を生かしながら地方の社会課題解決や魅力向上の取組を加速化・深化することを目標としています。

▼国の総合戦略における施策の方向

デジタルの力を活用した 地方の社会課題解決・魅力向上

- ①地方に仕事をつくる
- ②人の流れをつくる
- ③結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- ④魅力的な地域をつくる

デジタル実装の基礎条件整備

- ①デジタル基盤の整備
- ②デジタル人材の育成・確保
- ③誰一人取り残されないための取組

(3) 県の総合戦略

熊本県は令和6年（2024年）12月、『くまもと新時代共創基本方針』（令和6年度～令和9年度）を具体化するための施策、取り組み等をまとめた『くまもと新時代共創総合戦略』（令和6年度～令和9年度）を策定しました。

▼概要

- | | |
|------|--|
| 基本理念 | 県民みんなが安心して笑顔になり、持続的で活力あふれる熊本の未来を共に創る |
| 基本方針 | 1 こどもたちが笑顔で育つ熊本
2 世界に開かれた活力あふれる熊本
3 いつまでも続く豊かな熊本
4 県民の命、健康、安全・安心を守る |

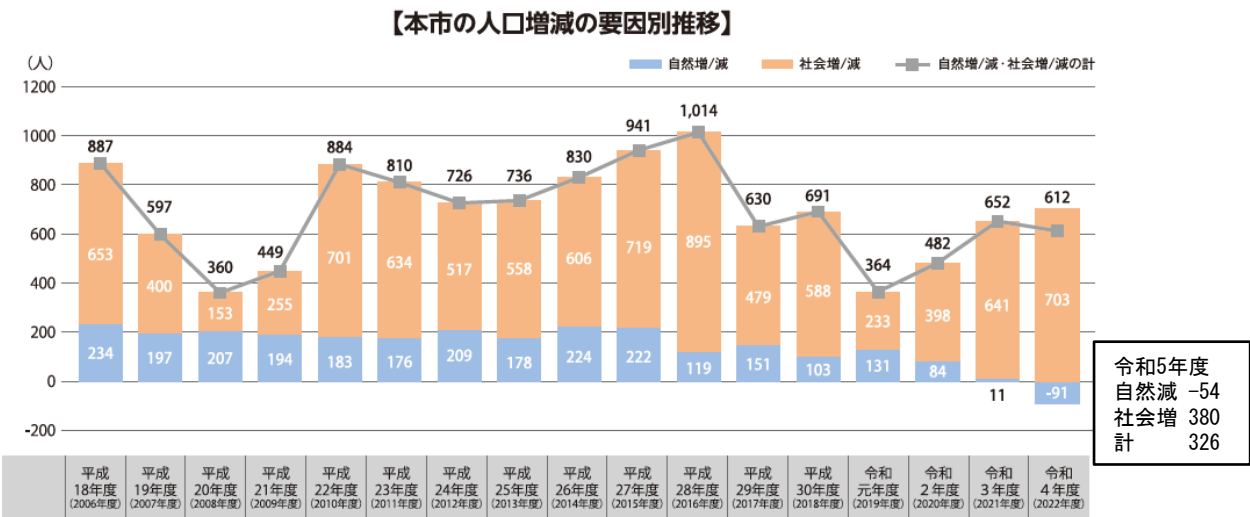
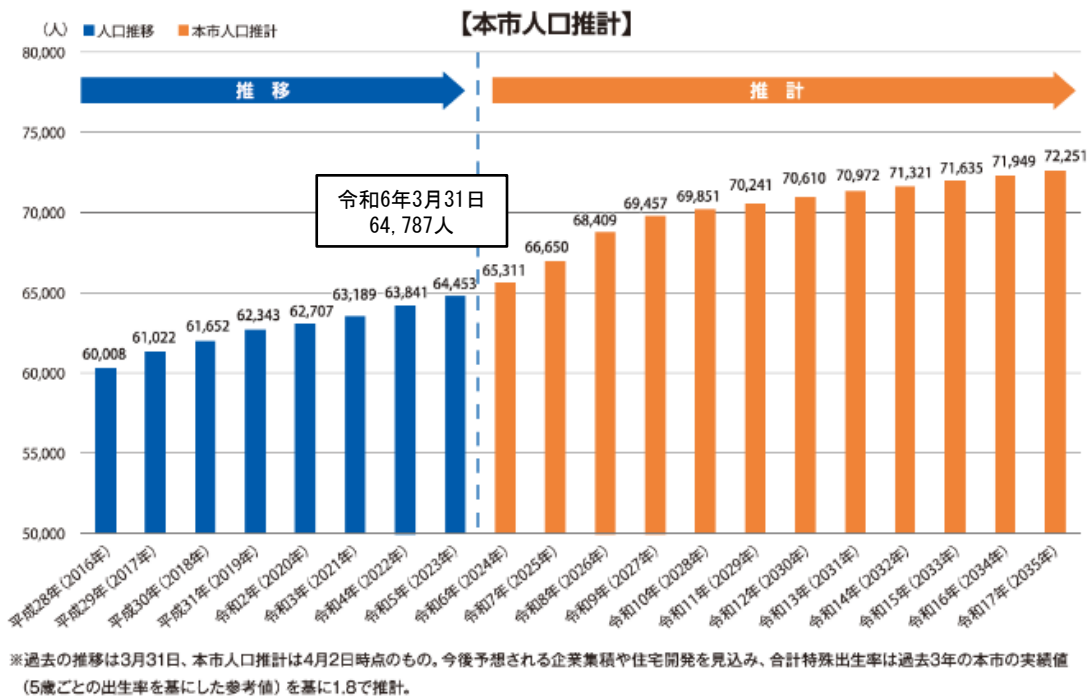
第2章 人口推計

(1) 人口の現状と将来の見通し

本市の人口は市制開始以降も一貫して増加傾向にあり、市制開始時より約1万2千人増加しています。本市人口について、住民基本台帳人口をもとに将来の推計を行っており、本市の人口は令和11年（2029年）頃に7万人を超え、その後も増加が続くことが予想されます。

(2) 人口の将来展望

本市の令和17年度（2035年度）における人口を、72,251人と見込みます。



本市は、人口の自然増（出生数が死亡数を上回る）と社会増（転入数が転出数を上回る）が続いており、人口増加を続けていましたが、近年は出生数が減少傾向にあり、自然減に転じています。

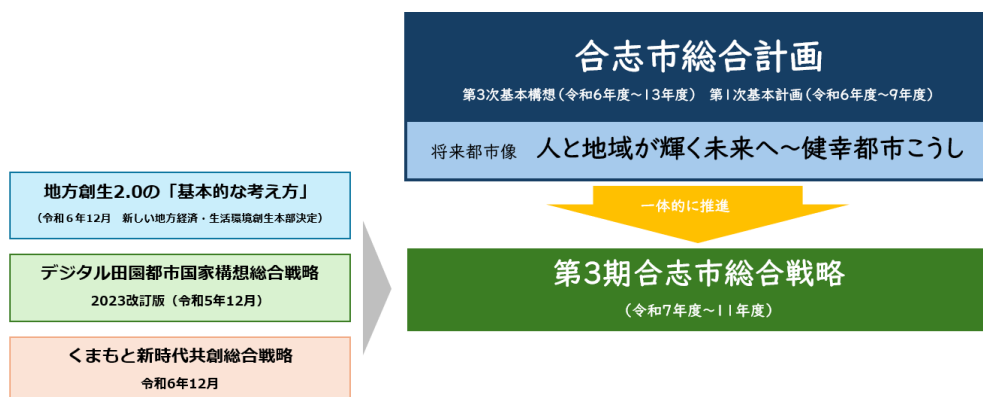
合志市総合計画第3次基本構想第1期基本計画(令和6年3月発行)より

第3章 策定の方針

(1) 位置付け

第3期総合戦略は、『まち・ひと・しごと創生法』第10条第1項に基づく、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略として位置付けるとともに、『合志市総合計画』と一体的に推進する個別計画として位置付けます。

また、国の『デジタル田園都市国家構想総合戦略』、『地方創生2.0の「基本的な考え方」』及び県の『くまもと新時代共創総合戦略』を考慮した計画とします。



(2) 計画期間

令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)までの5年間とします。

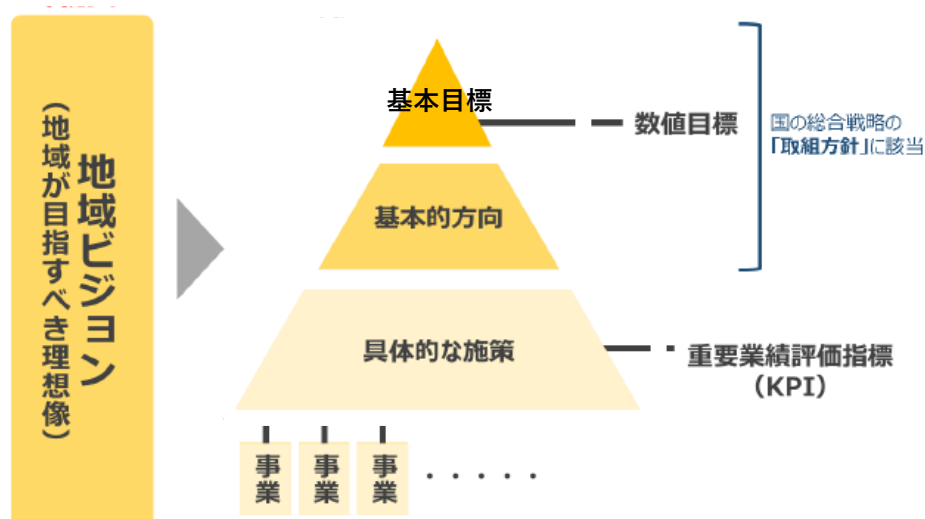
なお、国の支援策を積極的に活用するため、国及び県の動向や社会情勢を踏まえ、必要に応じて改定を行うこととし、次期総合戦略が策定されるまでの間は効力を有するものとします。

(3) 地域ビジョン

目指すべきまちづくりの方向性は、合志市総合計画に基づく将来都市像とします。

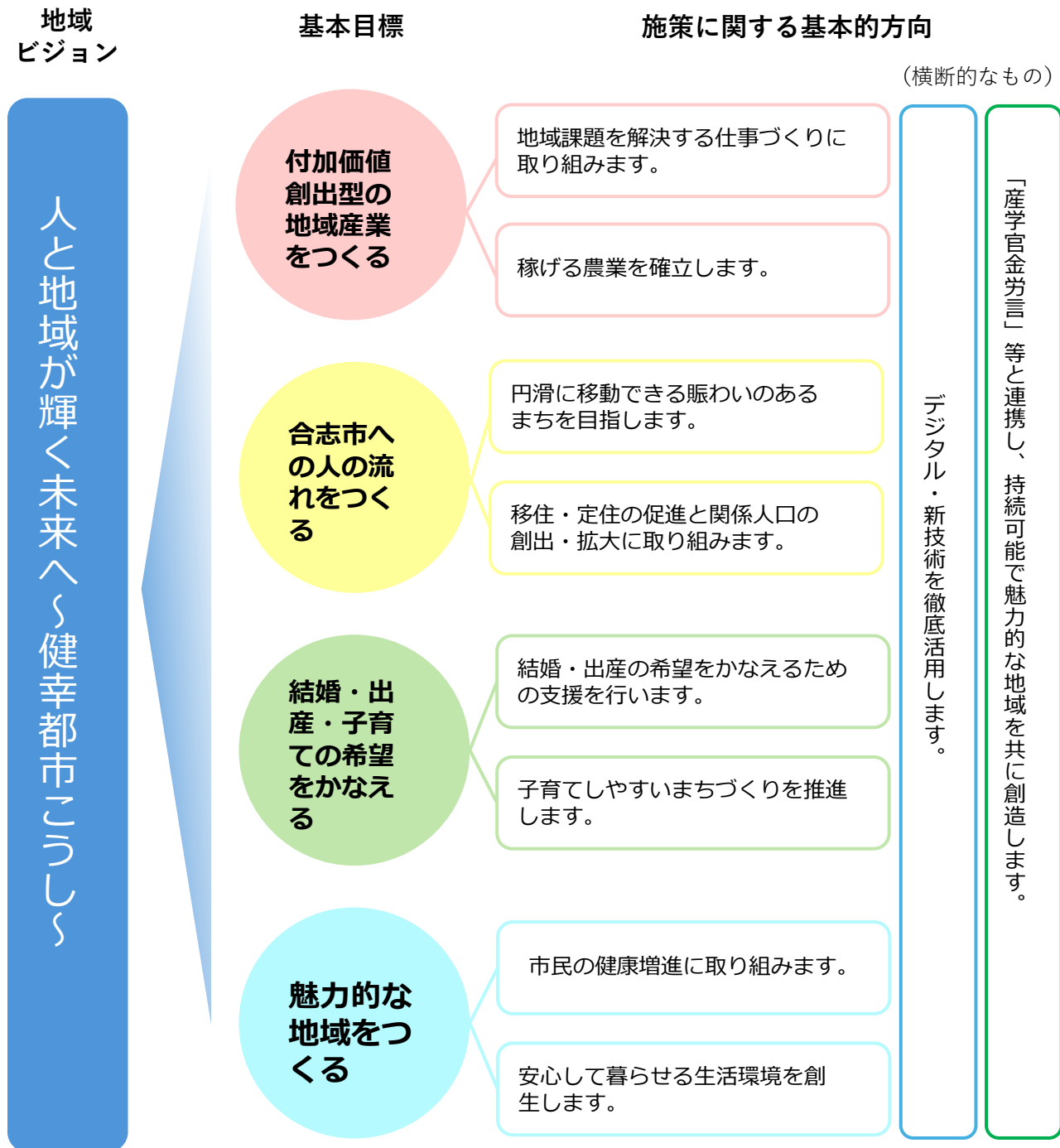
人と地域が輝く未来へ ～健幸都市こうし～

(4) 構成



第4章 総合戦略

(1) 第3期合志市総合戦略の全体像



※施策に関する基本的方向の横断的なものに関しては、P8～15の「③施策を総合的・計画的に実施するために必要な事項」の中で、該当する部分に色を付け示しています。

(2) 数値目標の設定

①基本目標	目標に対する数値目標		
	指標	目標値	基準値
1 付加価値創出型の 地域産業をつくる	1人当たり市町村民 所得を増やす	令和8年度 3,450千円	令和3年度 3,137千円 (熊本県市町村民経済計算) H28 2,826千円 R3 3,137千円 (111%増) ×1.1倍で目標設定
2 合志市への人の流 れをつくる	社会増(※)を維持 する ※転入数>転出数	令和7～11年度 平均480人	平成31年度～令和5年度 平均478人 (住民基本台帳)
3 結婚・出産・子育 ての希望をかなえ る	15歳未満の人口割合 を維持する	令和11年度 18.3%	令和5年度 11,830人/64,787人 18.3% (住民基本台帳)
4 魅力的な地域をつ くる	ふるさと納税額	令和11年度 ●千円	令和5年度 200,460千円 (歳入額) 令和4年度 200,903千円

▶数値目標

第3期総合戦略の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間です。
令和11年度まで、または基準値から5年後の実績を目標値に設定します。

(3) 施策を総合的・計画的に実施するために必要な事項と重要業績指標（KPI）の設定

①基本目標	
1 付加価値創出型の地域産業をつくる	
②施策に関する基本的方向	
1-1 地域課題を解決する仕事づくりに取り組みます。 地元雇用につながる企業誘致のために工業団地等の整備を進めるとともに、創業希望者・中小事業者への支援を行います。また、産学官や関係機関と連携して人材育成や担い手の確保を行い、就業・創業を後押しします。	
③施策を総合的・計画的に実施するために必要な事項	
1-1-1 本市に新しい産業を呼び込み、地域産業の多様化を図るため、産学官の連携によるオープンイノベーションを推進し、官民一体となった仕事づくりを行います。	
1-1-2 市営工業団地整備を進め、企業誘致につながる情報の収集や提供等のPR活動に取り組みます。	
1-1-3 産学官の連携による人材育成、地域産業の担い手の確保、及び創業・第二創業等につなげる環境づくりに取り組みます。	
1-1-4 市内の中小事業者に、技術革新や販路拡大などを支援・育成することで、新たな仕事づくりにつなげます。	
1-1-5 映像・アニメ・マンガなどコンテンツ産業を地域に呼び込み、定着させるため、人材育成や起業誘致、創業支援などに取り組みます。	
1-1-6 障がい者への社会の理解が深まり、社会参加の機会が増えるよう、関係事業所等と連携し、就労等への移行を支援します。	
1-1-7 地域の課題解決、成長促進のための官民連携による資金の流れを促進します。	
具体的な事業	など
	ほか

重要業績評価指標（KPI）	目標値（5年間）	基準値
連携協定締結数	令和11年度 3件	令和5年度 2件
創業者数	令和7～11年度（累計） ●件	平成31年度～令和5年度（累計） 117件

▶用語

- ・オープンイノベーション…社内外の組織や機関と連携して新しい価値やビジネスモデルを創出する取り組み。
- ・第二創業…企業が事業承継等をきっかけに、既存事業とは異なる新事業や分野に進出すること。

▶「施策に関する基本的方向（横断的なもの）」（P6）に関して、該当する箇所に色を付けて示しています。

- ・「産学官金労官」等と連携し、持続可能で魅力的な地域を共に創造します。→水色
- ・デジタル・新技術を徹底活用します。→緑色

①基本目標	
1 付加価値創出型の地域産業をつくる	
②施策に関する基本的方向	
1-2 稼げる農業を確立します。	
農作業の効率化・省力化、高付加価値農産物の開発推進、異業種間の連携、特産品の掘り起こしや販路拡大などにより、持続可能で収益性の高い農業を推進します。	
③施策を総合的・計画的に実施するために必要な事項	
1-2-1 産学官や関係機関との連携により、高付加価値の農産物の開発や、小面積で高収入化を図る施設における農業の研究を推進します。	
1-2-2 異業種からの農業参入や、健康食品や再生可能エネルギーなど今後成長が見込める分野への積極的な展開を図り、稼げる農業の確立を目指します。	
1-2-3 市独自の補助事業の創設、営農指導、農業者の法人化促進等に取り組み、農作業の効率化や省力化のため、スマート農業の導入を支援します。	
1-2-4 農業振興地域等のまとまりのある農地の保全を行います。	
1-2-5 商工会や地元物産館と連携し、特産品の掘り起こしや商工業者のPRの場の創設等に取り組み、地域経済の活性化を図ります。	
1-2-6 同業種間や異業種間の連携協力を図っていくため、商工会の支援を引き続き行うほか、中小・小規模事業者への伴走型の支援に取り組みます。	
など	
具体的な事業	・農商工連携推進事業 ・合志市農業活力プロジェクト実施事業 ・新規就農奨励事業 ・担い手育成総合支援事業 ・農地利用最適化推進事業 ・クラッシーノこうし運営支援事業
ほか	

重要業績評価指標（KPI）	目標値（5年間）	基準値
生産農業所得 （認定農家1戸あたり）	令和11年度 ●万円 令和9年度 640万円	令和5年度 令和4年度 612万円
稼げる農業経営体数 （1千万円以上）	令和11年度 ●%	令和5年度 ●%

▶用語

・スマート農業…ロボットやAI、IoT等の先端技術を活用して、農業の生産性や効率性を向上させる取り組み。

▶「施策に関する基本的方向（横断的なもの）」（P6）に関して、該当する箇所の色を付けて示しています。

・「産学官金労言」等と連携し、持続可能で魅力的な地域を共に創造します。→水色

・デジタル・新技術を徹底活用します。→緑色

①基本目標	
2 合志市への人の流れをつくる	
②施策に関する基本的方向	
2-1 円滑に移動できる賑わいのあるまちを目指します。	
道路の改良や整備、国道・県道の整備要望を行い、渋滞対策に取り組みます。また、駅周辺をはじめとした開発や賑わいづくりを進めるとともに、市内を円滑に移動できる公共交通体制を整えます。	
③施策を総合的・計画的に実施するために必要な事項	
2-1-1 新たな市道の道路改良や歩道整備を進め、安心して通行できる道路の整備を行います。	
2-1-2 広域幹線道路である国道・県道の整備や機能強化が早期実現するよう引き続き要望を行い、 国や県 、 近隣自治体 と連携し、幹線道路ネットワークの機能強化に取り組みます。	
2-1-3 御代志駅周辺の賑わいづくりのため、商業施設等を整備し、また周辺道路の渋滞対策にも取り組みます。	
2-1-4 御代志駅周辺の開発に伴い、中小企業・小規模事業者の活力強化と賑わいの場創出に繋がる取り組みを行います。	
2-1-5 まちづくりと連携した利便性の高い公共交通が構築されたまちを目指して、MaaS、AIオンデマンド交通等の 新たなモビリティサービス を活用した取組について検討していきます。	
2-1-6 癒しと体験・体感型の新たな観光産業の創出として、レクリエーション・スポーツ施設の誘致を進め、関係人口の創出・増加に繋がる取り組みを推進します。	
など	
具体的な事業	・社会資本整備総合交付金事業 ・市道改良事業 ・国道等整備負担事業 ・御代志地区土地区画整理事業 ・重点区域土地利用計画実施事業 ・合志市地域公共交通計画実施事業 ・総合健康センター施設維持管理事業
ほか	

重要業績評価指標（KPI）	目標値（5年間）	基準値
舗装維持管理計画（5か年）の進捗	令和11年度 80% ※舗装維持管理計画より	令和5年度 23%
コミュニティ交通の利用者数	令和11年度 ●人 令和10年度 93,000人 (地域公共交通計画目標値)	令和5年度 86,639人

▶用語

- ・MaaS…Mobility as a Service。複数の交通手段を組み合わせで検索・予約・決済を一括で行うサービス。
- ・AIオンデマンド交通…人工知能（AI）を活用して、利用者の予約に応じて運行する乗合の交通。

▶「施策に関する基本的方向（横断的なもの）」（P6）に関して、該当する箇所の色を付けて示しています。

- ・「[産学官金労言](#)」等と連携し、持続可能で魅力的な地域を共に創造します。→水色
- ・デジタル・新技術を徹底活用します。→緑色

①基本目標

2 合志市への人の流れをつくる

②施策に関する基本的方向

2-2 移住・定住の促進と関係人口の創出拡大に取り組みます。

社会増（転入数＞転出数）による人口増加を維持しつつ、若者・女性に興味を持たれる地域になるよう、市の魅力を発信していきます。

③施策を総合的・計画的に実施するために必要な事項

2-2-1 空き家に関する相談窓口を設置し、**官民が連携**して空き家の利活用を促進します。

2-2-2 **官民連携**による関係人口の創出・増加に繋がる取り組みを推進し、市の魅力を発信することで多種多様な人材を確保し、Uターンや移住定住につなげます。

2-2-3 地域への定住が期待できる地域おこし協力隊への支援のほか、起業家として活躍する移住定住者が新たな産業の創出、地域課題の解決等において果たす重要な役割も踏まえ、魅力的な創業支援を実施します。

2-2-4 魅力ある働き方、職場づくり、人づくりにより、楽しく働き楽しく暮らせる場所として、「若者・女性にも選ばれる地域」「若者・女性が活躍できる地域」をつくります。

2-2-5 **県および市町村の取り組みと連携**しながら合志マンガミュージアムをPRし、映像やアニメ・マンガをはじめとする**メディアコンテンツなどを活用**した新しい観光コンテンツ作りを進めます。

2-2-6 本市にある地域資源を磨き上げるとともに、**県や近隣市町村等と連携**を図りながら、国内外からの観光客の受け入れを推進し、関係人口の創出・増加に繋がります。

など

具体的な事業

- ・空家等対策事業
- ・合志市移住支援事業
- ・地域おこし協力隊支援事業
- ・中小企業等活性化推進事業
- ・就労促進啓発事業
- ・アニメ・マンガを活かしたまちづくり事業
- ・商工観光関係調整事務

ほか

重要業績評価指標（KPI）	目標値（5年間）	基準値
転入者数	令和7～11年度 平均 3,000人	平成31～令和5年度 平均 2,988人
新規企業立地数	令和7～11年度 累計 ●件	平成31～令和5年度 累計 9件

▶「施策に関する基本的方向（横断的なもの）」（P6）に関して、該当する箇所に色を付けて示しています。

・「産学官金労官」等と連携し、持続可能で魅力的な地域を共に創造します。→水色

・デジタル・新技術を徹底活用します。→緑色

①基本目標	
3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる	
②施策に関する基本的方向	
3-1 結婚・出産の希望をかなえるための支援を行います。	
婚活支援や妊産婦へのきめ細かい支援を通じて、将来に希望を持ち、こどもを産みたいという思いを実現できる地域を目指します。	
③施策を総合的・計画的に実施するために必要な事項	
3-1-1 結婚を希望する人に出会いの機会・場を提供し結婚を後押しします。また、 連携中枢都市圏で一体となって 婚活を支援します。	
3-1-2 若い世代が結婚、出産、職業選択等将来のライフプランを希望どおり描けるよう、その時々課題を乗り越えていくための知識や視点を提供し自身のライフデザインを考える機運醸成を図るとともに、 学校等と連携 し結婚・子育てを応援します。	
3-1-3 こども家庭センターでは、妊娠期から子育て期を通じた切れ目のない継続的な支援を提供するため、妊産婦や乳幼児の相談を受ける母子保健機能としつけや養育に関する相談を受ける児童福祉機能を一体とし、すべての妊産婦、こども、子育て世帯を対象に相談・支援を行う体制を強化します。	
3-1-4 妊産婦に寄り添い、必要な支援につなぐ伴走型相談支援と、支援給付を組み合わせ、妊婦等の身体的・精神的ケア及び経済的支援に一体的に取り組みます。	
3-1-5 産後1年未満の産婦へ助産師等による身体的ケアや心のケア、授乳等のアドバイス、育児に関する相談等を行う体制を整備します。	
など	
具体的な事業	・結婚支援事業 ・こども施策推進事業 ・女性・子ども支援事業 ・母子保健推進事業 ・妊婦のための交付金・相談支援事業
ほか	

重要業績評価指標（KPI）	目標値（5年間）	基準値
未婚率	令和7年 25～39歳 男性 ●% 女性 ●%	令和2年 25～39歳 男性 35.9% 女性 26.2%
出生数	令和11年度 ●人 令和9年度 600人	令和5年度 558人

▶「施策に関する基本的方向（横断的なもの）」（P6）に関して、該当する箇所の色を付けて示しています。

- ・「産学官金労言」等と連携し、持続可能で魅力的な地域を共に創造します。→水色
- ・デジタル・新技術を徹底活用します。→緑色

①基本目標	
3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる	
②施策に関する基本的方向	
3-2 子育てしやすいまちづくりを推進します。	
こどもたちが過ごしやすく、保護者が安心して子育てができる地域を目指します。	
③施策を総合的・計画的に実施するために必要な事項	
3-2-1 「こどもまんなか社会」を構築するために、こども・子育て施策を検討する際には、当事者であるこどもや若者から年齢や発達の程度に配慮し様々な手法を用いて意見を聴き、施策に反映します。 3-2-2 発達が気になるこどもや支援を必要とするこどもに対し、療育や相談などが受けられるよう各種サービス等の提供にかかる援助、調整などを行います。また、医療的ケア児に対し、必要に応じて随時情報共有や庁内協議を行うなど連携強化を図り、支援体制の整備を行います。児童虐待、障がい、ヤングケアラーなど、様々な生きづらさを抱えるこども・若者への相談体制・支援を強化します。 3-2-3 希望する誰もが利用しやすい保育園・幼稚園・認定こども園の実現に向けて、待機児童対策を継続するとともに、幼児教育・保育の質の向上を図ります。 3-2-4 幼児教育・保育を担う人材の育成のため、研修会の実施を継続するとともに、幼児教育・保育の仕事のすばらしさを積極的に情報発信して人材確保に努めます。 3-2-5 児童・生徒が「知・徳・体・食」のバランスが整い、生きる力を育めるよう、社会の変化を見据え、教員等の確保と指導力向上を図りながら、小中一貫教育へ取り組みます。 3-2-6 1人1台端末の日常的・効果的な活用による個別最適・協働的な学びの実現に向けて、学校におけるICT環境の充実を図る取り組みを推進します。 3-2-7 放課後児童の健全な育成を図るため、ニーズに対応した放課後児童クラブの受け皿整備を着実に進め、放課後児童クラブの安定的な運営を確保します。	
など	
具体的な事業	・地域子育て支援拠点事業 ・こども施策推進事業 ・障害児通所支援事業 ・女性・子ども支援事業 ・保育所等運営事業 ・教育のIT化推進事業 ・放課後児童健全育成事業
ほか	

重要業績評価指標（KPI）	目標値（5年間）	基準値
保育所待機児童数	令和11年度 0人	令和5年度 2人 令和4年度 4人
放課後児童クラブ待機児童数	令和11年度 0人	令和4年度 32人

- ▶「施策に関する基本的方向（横断的なもの）」（P6）に関して、該当する箇所には色を付けて示しています。
- ・「産学官金労言」等と連携し、持続可能で魅力的な地域を共に創造します。→水色
 - ・デジタル・新技術を徹底活用します。→緑色

①基本目標	
4 魅力的な地域をつくる	
②施策に関する基本的方向	
4-1 市民の健康増進に取り組みます。	
市民が心身ともに健康で過ごせるよう、各種健診を受診しやすい環境づくりや、スポーツの振興を行います。また、高齢になっても生き生きと活動できる環境づくりを支援します。	
③施策を総合的・計画的に実施するために必要な事項	
4-1-1 市民の健康増進に向け、個人にあった運動や外出、仲間との交流など日常の身体活動を増加することができるよう、きっかけづくりや活動的な生活の習慣化を促進します。特に、健康無関心層が健康の重要さに気づき、行動変容に繋がるよう、気軽に参加できる事業の実施や健康に関する情報の普及啓発に向けて、 産学官連携 や デジタル技術を活用 しながら取り組み、運動の習慣化など健康増進活動が定着化を目指します。	
4-1-2 各種健診（検診）の受診しやすい環境づくりや、未受診者に推奨を行い受診率向上に努めます。また、受診後の保健指導や個別指導等の充実により、市民の健康意識を高め重症化を予防し、市民の健康増進を支援します。	
4-1-3 紙保険証の廃止に伴うマイナンバーカードへの移行促進により、健康・医療に関する多くの データ利活用 が行える、より良い医療体制を確立します。	
4-1-4 市民のニーズに合った大会種目やイベントを開催して、市民のスポーツを始めるきっかけづくりとなるような取り組みを進めます。	
4-1-5 高齢者が経済活動の担い手として活躍し続けられ、ボランティア、趣味や生涯学習などさまざまな地域活動を見つけ、生き生きと参加できる環境づくりを推進するとともに、高齢者スポーツ、地域・文化活動、こどもたちとの交流・学びあいの機会を提供するなど、高齢者の多様な生きがいづくりを支援します。	
など	
具体的な事業	・ 健幸都市こうし推進事業 ・ 検診事業 ・ 特定健康診査等事業 ・ スポーツイベント開催事業 ・ 地域介護予防活動支援事業
ほか	

重要業績評価指標（KPI）	目標値（5年間）	基準値
特定健康診査受診率	令和11年度 36.0%	令和5年度 33.0%
平均自立期間（※） （要介護2以上）	令和11年度 男性 81.7歳 女性 85.7歳	令和5年度 男性 81.1歳 女性 85.2歳
※日常生活動作が自立している0歳からの平均期間	※合志市高齢者福祉計画・介護保険事業計画より	

▶「施策に関する基本的方向（横断的なもの）」（P6）に関して、該当する箇所に色を付けて示しています。
・「**産学官金労言**」等と連携し、持続可能で魅力的な地域を共に創造します。→水色
・**デジタル・新技術**を徹底活用します。→緑色

①基本目標		
4 魅力的な地域をつくる		
②施策に関する基本的方向		
4-2 安心して暮らせる生活環境を創生します。		
地域の防犯・防災対策を行い、犯罪の少ない安心して暮らせる地域づくりを行います。また、DX推進による市民サービスの利便性向上を目指し、ふるさと納税や企業版ふるさと納税の収入をまちづくりに生かします。		
③施策を総合的・計画的に実施するために必要な事項		
4-2-1 安全・安心を支えるための防災対策を行い、耐災害性を強化します。また、避難所の生活環境の抜本的改善をはじめとした地域の防災力強化を行います。		
4-2-2 地域と連携し、市内主要交差点等への新たな見守り(防犯)カメラの設置を図り、犯罪の抑止への取り組みを強化します。		
4-2-3 環境美化推進員等と連携し、市民のごみ出しルールへの理解を深め、ごみの減量やリサイクルの推進に努めます。また、外国人に向けたごみ出しルールの周知・啓発を行います。		
4-2-4 DX推進により業務の効率化や市民サービスの向上を目指し、特に、マイナンバーカードでさまざまな行政サービスを受けることができるよう取り組みます。		
4-2-5 市広報紙・ホームページ・SNS等、複数の伝達方法の活用や情報の見せ方、伝え方の工夫を行い、誰もが手軽に情報取得ができる環境づくりを行います。		
4-2-6 ネット予約・決済システムの導入により施設利用の利便性を向上し、各種文化活動やスポーツ活動の活性化に繋がります。		
4-2-7 ふるさと納税の寄附先として選ばれるよう、特産品の開発や地方創生事業の周知を積極的に行います。企業版ふるさと納税についても関係企業と連携し、本市の課題・施策への取り組みを理解して支援をいただけるよう努めます。		
		など
具体的な事業	・災害対策事業 ・防犯施設整備事業 ・ごみ処理及び収集運搬事業 ・ホームページ管理・運営事業 ・総合センター維持管理事業 ・市民センター維持管理事業 ・ふるさと納税事務 ・企業版ふるさと納税事務	ほか

重要業績評価指標（KPI）	目標値（5年間）	基準値
防犯カメラ設置支援助成数	令和11年度 ●基 令和9年度 14基	令和4年度 7基
自主防災組織数	令和11年度 ●区 令和9年度 69区	令和4年度 59区

▶「施策に関する基本的方向（横断的なもの）」（P6）に関して、該当する箇所の色を付けて示しています。
・「産学官金労言」等と連携し、持続可能で魅力的な地域を共に創造します。→水色
・デジタル・新技術を徹底活用します。→緑色

(4) 重要業績評価指標 (KPI) 一覧

①基本 目標	②施策に関 する 基本的方向	指標	目標値	基準値
1 付加価値 創出型の 地域産業 をつくる	1-1 地域課題を 解決する仕 事づくりに 取り組みま す。	連携協定締結数	令和11年度 3件	令和5年度 2件
		創業者数	令和7~11年度 累計 ●件	平成31~令和5年度 累計 117件
	1-2 稼げる農業 を確立しま す。	生産農業所得 (認定農家1戸あたり)	令和11年度 ●万円	令和5年度 ●万円
		稼げる農業経営体(販売 金額1,000万円以上)の 割合	令和11年度 ●人	令和5年度 ●人
2 合志市へ の人の流 れをつく る	2-1 円滑に移動 できる賑わ いのあるま ちを目指し ます。	舗装維持管理計画(5か 年)の進捗	令和11年度 80%	令和5年度 23%
		コミュニティ交通の利用 者数	令和11年度 ●人	令和5年度 86,639人
	2-2 移住・定住 の促進と関 係人口の創 出・拡大に 取り組みま す。	転入者数	令和7~11年度 平均 3,000人	平成31~令和5年度 平均2,988人
		新規企業立地数	令和7~11年度 累計 ●件	平成31~令和5年度 累計 9件
3 結婚・出 産・子育 ての希望 をかなえ る	3-1 結婚・出産 の希望をか なえるため の支援を行 います。	未婚率	令和7年 男性25~39歳 ●% 女性25~39歳 ●%	令和2年 男性 35.9% 女性 26.2%
		出生数	令和11年度 ●人	令和5年度 558人
	3-2 子育てしや すいまちづ くりを推進 します。	保育所待機児童数	令和11年度 0人	令和5年度 2人
		放課後児童クラブ待機児 童数	令和11年度 0人	令和5年度 ●人
4 魅力的な 地域をつ くる	4-1 市民の健康 増進に取り 組みます。	特定健康診査受診率	令和11年度 36.0%	令和5年度 33.0%
		平均自立期間 (要介護2以上)	令和11年度 男性 81.7歳 女性 85.7歳	令和5年度 男性 81.1歳 女性 85.2歳
	4-2 安心して暮 らせる生活 環境を創生 します	防犯カメラ設置支援助成 数	令和11年度 ●基	令和5年度 ●基
		自主防災組織数	令和11年度 ●区	令和5年度 ●区

▶重要業績評価指標 (KPI)

第3期総合戦略の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間で
令和11年度まで、または基準値から5年後の実績を目標値に設定します。

第5章 総合戦略の推進にあたって

（１）地域間の連携について

総合戦略の策定及び推進に当たっては、国及び県との連携はもとより、施策の効果を高め、地方の魅力向上につなげるため、本市のみの枠に固執せず、積極的に自治体間で連携し、事業に取り組むことを推進します。

熊本市との連携中枢都市圏構想における取り組みをはじめ、近隣及び県内において共通の目的達成をめざす自治体との広域連携によって戦略の推進を図ります。

（２）庁内組織体制について

本市では、総合戦略の策定及び推進に向けて、施策の全庁的推進を図るため、各部局との調整を行い、地方創生推進本部（政策推進本部会議）に諮っていきます。

この全庁的な体制の下、既存の行政分野にとらわれることなく、総合的・横断的な施策の推進を図ります。

（３）外部有識者（産・学・官・金・労・言等）について

総合戦略の策定、効果検証及び推進については、外部からの意見を取り入れることが重要であり、産・学・官・金・労・言等で構成する外部有識者会議を設置しています。

同有識者会議が、施策の進捗状況について、原則アウトカムベースの重要業績評価指標（KPI）で検証し、改善する仕組み（PDCAサイクル）を確立し、総合戦略に基づいた取組のブラッシュアップを図ります。

写真

資料

「合志市まち・ひと・しごと創生総合戦略有識者会議要綱」

平成27年4月15日 告示第22号

(趣旨)

第1条 合志市における地方創生を推進するに当たり、まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第10条第1項(市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略)の規定に基づく合志市まち・ひと・しごと創生総合戦略に関して広く関係者の意見を求めるため、合志市まち・ひと・しごと創生総合戦略有識者会議(以下「有識者会議」という。)を設置する。

(構成員)

第2条 有識者会議の構成員は、次に掲げる者から市長が選任する。

- (1) 産業、学術、金融の分野において知識を有する者
- (2) 労働団体及び機関等において知識を有する者
- (3) 言論の分野において知識を有する者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が有識者として適当と認める者

2 構成員の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、構成員が欠けた場合の補欠構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第3条 市長は、合志市まち・ひと・しごと創生総合戦略を検討する各段階又は必要と認めたときに必要な構成員を招集し、有識者会議を開催する。

2 市長が必要と認めたときは、有識者会議に外部関係者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(会長及び副会長)

第4条 有識者会議に会長及び副会長を置き、構成員の互選によりこれを選任する。

2 会長は、有識者会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐して有識者会議の事務を掌理し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(報償)

第5条 構成員及び出席者には、有識者会議への活動実績に対し、予算の範囲内において報償費を支給する。

(庶務)

第6条 有識者会議に関する庶務は、市長公室企画課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年3月30日告示第6号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月19日告示第58号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

第3期合志市総合戦略

発行／合志市

〒861-1195 熊本県合志市竹迫2140

☎096-248-1813（企画課）

発行年月／令和7年3月